

# 「久喜市産学共同研究事業等補助金制度」 をご利用ください

久喜市では、市内中小企業等を対象に、大学や国又は地方公共団体が設立した研究機関及び独立行政法人(以下「大学等」という)などと共同で実施する研究開発及び大学等が保有する機器の利用や依頼試験・依頼検査等にかかる費用の一部を助成しています。

## 補助対象事業

次のいずれかの事業

- ① 産学共同研究事業  
大学等との先端技術もしくは新技術又は新製品等の研究開発等
- ② 機器利用等事業  
大学等が保有する機器の利用又は依頼試験・依頼検査等

## 補助対象者

上記の補助対象事業のいずれかを行う次のすべてに該当する中小企業等の事業所

- ① 大学等と産学共同研究事業等を行うこと
- ② 久喜市内に本社もしくは工場等があること
- ③ 久喜市内で1年以上継続して経営していること
- ④ 久喜市の市税を滞納していないこと

## 補助対象経費及び補助率

- ① 産学共同研究事業
    - ・補助対象経費・・・大学等への委託研究、共同研究等に要する費用等
    - ・補助率……………原則、補助対象経費の2分の1(上限100万円)
  - ② 機器利用等事業
    - ・補助対象経費・・・機器利用等事業のために中小企業等が大学等に支払った経費
    - ・補助率……………原則、補助対象経費の2分の1(上限10万円)
- ※ 国等から補助金等の交付を受けた場合は、その額を控除した額の2分の1

具体例は裏面へ

## 《 補助金例 》

例：機器利用等事業

埼玉県が設立した研究機関及び独立行政法人などが保有する機器の利用に発生した経費 30万円を申請した場合（国等から補助金を受けていない場合）。

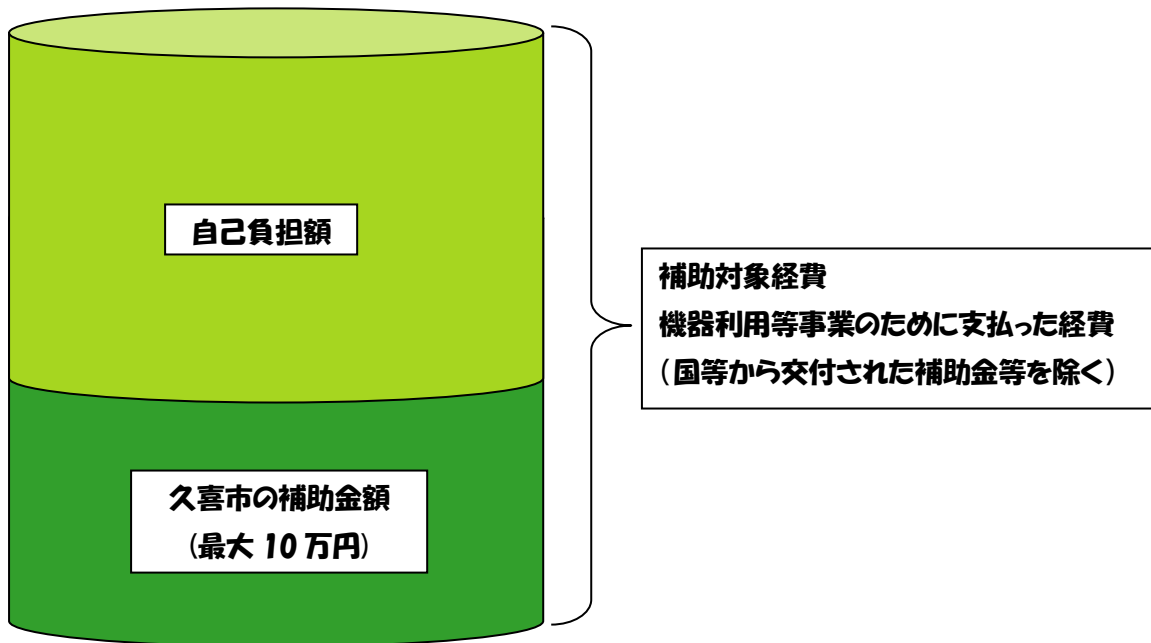
発生した経費 30万円

補助対象経費 30万円

補助金額  $30万円 \times 0.5 = 10万円$ （上限10万円のため）

自己負担額  $30万円 - 10万円 = 20万円$

### 【 経費に対する補助金の内訳図 】



#### 問い合わせ先

久喜市環境経済部久喜ブランド推進課

住所

久喜市菖蒲総合支所  
(埼玉県久喜市菖蒲町新堀 38)

電話

0480-85-1111

FAX

0480-85-1806